

○議案第61号 守口市市民保健センター条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、市民保健センター1階の喫茶室について、昨年11月末をもって業者が撤退し、その後2回にわたり事業者を公募したが応募がないことなどを受け、現在、当該スペースに健康・福祉・医療等の情報提供を行う「情報コーナー」等の設置について検討していることから、喫茶室に係る目的外使用に関する規定を削除しようとするものが主な改正内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、喫茶室スペースについては、情報コーナー及び障害者基幹相談支援センターとして活用される予定であるが、例えば市民総合（特定）健康診査においては、受診に訪れた市民で混雑することも度々見受けられることから、その際には待合スペースとしての活用も検討するなど、今後市民にとって有効的な活用がなされるよう意を配されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。